介護サービスを利用するには

1. サービス利用に向けた相談先

要介護認定を受けた方が介護サービスを利用するためには、ケアプランを作成する必要があります。ケアプランは、ケアマネジャーが作成することになりますので、お近くの居宅介護支援事業所(ケアマネ事業所)に御相談ください。

要支援の認定を受けた方は、介護予防ケアプランを作成する必要があります。 介護予防ケアプランの作成に当たっては、お住まいの地域包括支援センター若 しくは介護予防支援の指定を受けたケアマネ事業所へ御相談ください。

※なお、それぞれのケアプランは、利用者ご自身で作成することも出来ます。

2. ケアマネジャー(介護支援専門員)とは

利用者からの相談に応じて、心身の状況等により適切な居宅又は施設サービスを利用できるよう、ケアプランの作成をする他、市町村・居宅サービス事業者・介護保険施設等との連絡調整する役割を担っているのが、ケアマネジャーです。

3. 要介護・要支援認定からサービス利用まで

